

## 二次避難所に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鈴鹿福社会（以下「乙」という。）とは、災害時に、ねたきりの高齢者や重度身体障害者等（以下「被災者」という。）を収容するために、鈴鹿市地域防災計画に定める二次避難所として当該施設を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定書は、鈴鹿市地域防災計画等に基づき、甲が行う二次避難所の開設に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （施設の利用）

第2条 甲は、鈴鹿市地域防災計画等に基づき、二次避難所を開設する必要性が生じた場合は、乙に対し、当該施設の利用を要請することができる。

利用対象施設名 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
鈴鹿グリーンホーム

### （任務）

第3条 乙は、甲から二次避難所開設の要請を受けた場合は、直ちに受け入れ体制を整えるとともに、施設の概ね短期入所定員枠の範囲において、被災者の収容を行うものとする。

2 緊急等やむを得ない事情により、甲から要請を受けることができない場合には、乙は自らの判断で、被災者の収容を行うものとする。被災者を収容後、乙は直ちに状況を、甲に報告するものとする。

### （必要物品の配備）

第4条 乙が施設において被災者等（介護者を同伴した場合はその者を含む）を収容するために必要な備品等については、協議の上、甲が配備する。

### （費用の支払い）

第5条 乙が二次避難所を開設して、被災者を収容した場合は、甲は、次に掲げる基準により、費用を乙に支払うものとする。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 特別養護老人ホーム | 介護報酬における短期入所生活介護単価 |
| (2) 老人保健施設    | 介護報酬における短期入所療養介護単価 |
| (3) 身体障害者施設   | 福祉施策における短期入所単価     |
| (4) 知的障害者施設   | 福祉施策における短期入所単価     |

(協定の変更)

第6条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により甲乙協議して行うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3か月前までに、文書で相手方に通知しなければならない。

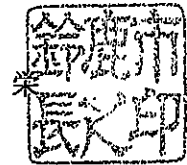
(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関して疑義を生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 15年 1月6日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 加藤



乙 三重県鈴鹿市深溝町字北林2956番地  
社会福祉法人鈴鹿福社会  
理事長 中村保

